

令和7年度松戸市創業者保証料補助金 申請の手引き

この補助金は、市内で創業する方が、「**千葉県制度融資 創業資金 一般枠」**を借入れた時に 支払った保証料を補助するものです。補助金の申請方法は、3ページをご確認ください。

補助対象資金

次のいずれも満たすもの

- ① 令和4年4月1日から令和7年12月31日までに実行された、千葉県制度融資 創業資金 一般枠(千葉県信用保証協会の創業関連保証を付した融資かつ、千葉県の 保証料の割引により、保証料が0.4%もしくは0.6%となった融資)
- ② 償還期間が3年以上の融資

補助額



令和7年度は 1 月から 12 月までの間に借入れていた期間の保証料を実績払いするよ。

次の合計から千円未満を切り捨てた金額

(据置金額がない場合)

- ア 保証金額×0.4%×令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間の据置 期間月数÷12ヶ月
- イ 保証金額×0.4%×分割係数×令和7年1月1日から令和7年12月31日までの 間の分割返済期間月数÷12ヶ月

(据置金額がある場合)

- ア 保証金額×0.4%×令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間の据置 期間月数÷12ヶ月
- イ 据置金額×0.4%×分割係数×令和7年1月1日から令和7年12月31日までの 間の分割返済期間月数÷12ヶ月
- ウ (保証金額-据置金額)×0.4%×分割係数×令和7年1月1日から令和7年12 月31日までの間の分割返済期間月数÷12ヶ月

(一括返済の場合)

保証金額×0.4%×令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間の 保証月数÷12ヶ月

ただし、融資を繰上げ返済した場合は、上記の「12月31日」を「繰上げ返済した日の属する月の前月末日」と読み替える。

補助金の申請ができるもの(交付対象者)

次の3つのいずれも満たすもの

- ①松戸市特定創業支援等事業(※)の証明書の発行を受けたもの(融資実行後の発行でも可)
- ②松戸市内に本店登記があるもの(個人事業主の場合、住民票の住所と本店とする事業所所在地のいずれも松戸市内にあるもの)
- ③市税の滞納がないもの
- ※松戸市の特定創業支援等事業ってなぁに?
- 市区町村及びその連携機関が実施する、創業や創業後の経営をサポートする、相談事業・セミナー(松戸市の特定創業支援等事業は下記①から⑤)

	松戸市の特定創業支援等事業名	証明書の発行対象要件(受講回数)
1	松戸スタートアップオフィス創業相談	1か月以上にわたり4回以上
2	まつど創業塾	全8回中、6回以上
3	専門家相談(旧 起業·経営相談)	1か月以上にわたり4回以上
4	松戸商工会議所 創業継続相談	1か月以上にわたり4回以上
5	千葉県信用保証協会 創業スクール	全4回及び個別のフォローアップ1回以上

☞証明書の発行対象者とは

特定創業支援等事業を規定回数以上受けて、創業に必要な 「経営・財務・人材育成・販路開拓」の知識を身につけた創業者(予定者含む)。



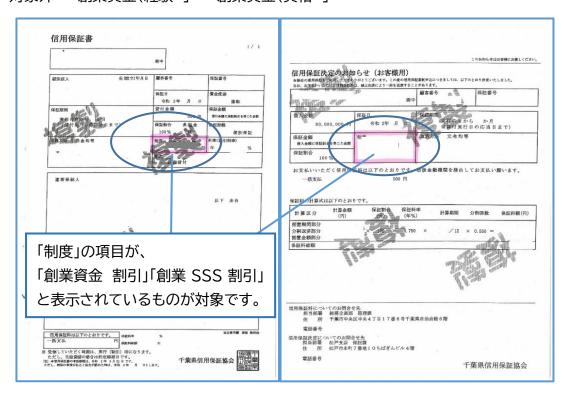
特定創業支援等事業や証明書の交付についての詳細は HP を確認してね!



補助対象資金かどうかの確認方法

信用保証書または保証決定のお知らせの「制度」の項目の表示名で確認できます。

対象:「創業資金割引」「創業 SSS割引」 対象外:「創業資金(経験」「創業資金(資格」



申請に必要な書類は3つ! (①と②は、松戸市ホームページよりダウンロードしてください)

- ①交付申請書兼同意書
- ②交付請求書兼口座振替依頼書
- ③信用保証書(※)の写し(※千葉県信用保証協会が発行。保証決定のお知らせでも可)

次の場合は、上記3つのほかに必要な書類がございます。

- ○申請者と補助金振込口座が別の場合(申立書をご記入いただきます)
- ○利子補給を申請しない場合(登記簿または確定申告書を提出していただきます)

申請方法

上記申請書類を郵送でお送りください。

送付先: 〒271-8588 松戸市根本 387-5

松戸市役所 商工振興課 保証料補助担当

申請期限

【厳守】令和8年1月31日まで (当日消印有効) 創業資金は、利子補給も受けられるよ!保証料の申請期間は、利子補給の申請期間と一緒だよ!忘れずに、両方申請してね!

留意事項

- ●以下の場合は、対象外となります。
 - ①対象となる融資について、代位弁済が発生した時
 - ②対象となる融資について、30 日以上の延滞が発生した時
 - ③融資実行後に、松戸市外へ本店を移転した時等
 - (個人事業主の場合にあっては、事業所所在地・自宅住所を移転した時)
 - ④廃業した時



- ●複数融資申請可能です。 複数の対象融資を借入の場合も、1事業者1申請書に記入してください。
- ●補助期間は、当初3年までです。 ※補助は1年毎の実績払いのため、毎年度申請が必要です。

問合せ先

松戸市役所 商工振興課 経営支援班

電話:047-711-6377

メール: mcsyoukou@city.matsudo.chiba.jp

松戸市創業者保証料補助金ホームページ ⇒



第5回 松戸市ビジネスプランコンテスト

エントリー募集中

